

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

1. 趣旨

- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムは、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日。以下「推進会議決定」という。）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施されている。
- 文部科学省においては、昨年12月、法曹人口についての推進会議決定を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模を当面2,500人程度と設定し、本プログラムを継続して実施することとしたところ、平成29年度の入学定員は2,566人となる見込みとなった。
- 法科大学院の定員規模の目標がほぼ達成される状況となったことを踏まえ、本プログラムに適切な修正を加えることが必要であるため、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について見直しを行うこととする。

2. 見直しのポイント

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の基礎額の設定方法について、以下のとおり変更する。（変更後の具体的な指標、点数等については、別紙参照）

○入学定員の充足率

入学定員の目標がほぼ達成され、今後は入学定員の適正化に代わって志願者数の確保が重要な課題となることから、定員充足率については指標から削除する。一方、入学者数が10名を下回る場合は、教育組織として規模が小さくなり過ぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念されることから、3年連続で入学者数が10名未満となった場合は減点する。

○機能分化の促進（夜間開講）

法科大学院の機能分化を促す観点から、夜間開講の状況については、現行の第3類型該当校への加算措置に加え、全ての法科大学院について加点要素とする。その際、社会人学生への教育実績や、時間的制約を負っている社会人学生に対する教育支援の取組が重要であることから、直近の社会人入学者が10名以上かつ割合が全国平均以上であり、夜間開講実施科目の授業を録画して自習用教材として学生の利用に供し、かつ近隣の公共交通機関運行終了の直前まで自習室を開室している場合に限り、加点の対象とする。また、法科大学院としての教育実績も重要であることから、直近の司法試験合格率が全国平均の半分未満となった場合は加点の対象としない。

3. 実施時期

平成 30 年度予算から実施することを予定。平成 30 年度予算に関するスケジュールはおおむね以下のとおり。

～平成 29 年 9 月下旬 司法試験の結果を踏まえ、類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする法科大学院は、当該取組の提案を申請

平成 29 年 10 月～11 月中旬 審査委員会における審査

～平成 29 年 12 月 国立大学について、国立大学法人運営費交付金の予算編成過程において公的支援の額が決定

～平成 31 年 3 月 私立大学について、私立大学等経常費補助金の補助金交付過程において公的支援の額が決定

1. 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの対象となる公的支援

- 国立大学は、国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額*、私立大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額とする。
 - 「2. 基礎額の設定方法」及び「3. 加算の考え方」に基づき、基礎額及び加算額を算出した上で両者の合計が見直し対象の公的支援の額の範囲内となるよう調整を行うこととするが、最終的な額の決定は、予算の範囲内で行うこととする。
- * 教員経費相当額は、専門職大学院設置基準上の必置専任教員数に対して一人当たりの教員給与を乗じて得られた金額を基本とする。

2. 基礎額の設定方法（※別表1、2参照）

- 以下に掲げる6指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。
 - 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
 - 法学未修者の過去3年の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
 - 直近の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）
 - 直近の入学者数
 - 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）
 - 夜間開講の状況*
- * 夜間開講の状況については、以下の条件を全て満たす場合に加点対象とする。
 - 直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
 - 時間的制約を負っている社会人学生に対する教育支援の取組として、夜間開講実施科目を録画して自習用教材として学生の利用に供し、かつ、近隣の公共交通機関運行終了の直前まで自習室を開室していること。
 - 直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。
- 上記の分類を行った際、第3類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、以下に掲げる指標を加えた7指標の合計点数に基づき、類型を見直す。
 - 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

3. 加算の考え方（※別表3参照）

- 推進会議決定を踏まえ、法学未修者教育の充実など教育の質の向上、早期卒業制度等を活用した在学期間の短縮、ICTを活用した法科大学院教育の実施など、法科大学院が実施する先導的な取組の促進を図ることとする。
- 具体的には、各法科大学院が上記類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする場合、当該取組について提案を文部科学省に対し行うことができることとする。
- 文部科学省では、各法科大学院から提案された取組について優れた先導的な取組として評価できるものかどうかを判定するため、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、専門的な調査・審議を行うこととする。
- この審議結果を踏まえ、文部科学省において、優れた先導的な取組と評価されたものに応じて加算率を算出することとする。なお、その際、前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満の場合は一定程度加算率を減ずることとする。
- また、法科大学院間の連携・連合の取組に対する加算率を、通常取組より増加するとともに、高い教育力を有する法科大学院を全国的に配置していくため、都市部の法科大学院と地方の法科大学院の連携・連合に関する取組については、更に加算率を大きくすることとする。ただし、一般的な単位交換にとどまらない、高い教育効果が期待される取組であることが必要である。
- 最終的には、基礎額の設定時に減額された額の合計（国立大学法人運営費交付金と私学大学等経常費補助金で別々に算出する）の範囲内で、加算額の合計が収まるよう一律の割合を乗じて加算額を調整することとする。
- なお、上記の審査に際して必要となる事項については、審査委員会において検討することとする。

【別表 1】 指標と点数の関係

指標			点数
①	司法試験の合格率	累積合格率 ^{※1} が全国平均以上 (累積合格率が 70%以上 +6 点) (累積合格率が 60%以上 +4 点)	12 点
		累積合格率が全国平均未満の場合 ・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が 3 年連続した場合	6 点 0 点
②	法学未修者の司法試験の合格率	「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回以上 「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回未満の場合 ・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が 3 年連続した場合	8 点 4 点 0 点
③	入学者選抜における競争倍率	2.0 倍以上	8 点
		1.5 倍以上かつ 2.0 倍未満	0 点
		1.5 倍未満	-4 点
④	入学者数	下記以外	0 点
		3 年連続して入学者数が 10 名未満である場合	-4 点
⑤	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が 10 名以上かつ割合が全国平均以上 上記以外	4 点 0 点
	又は 社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が 10 名以上かつ割合が全国平均以上 上記以外	4 点 0 点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施 ^{※2}	4 点
		上記以外	0 点
⑦ ^{※3}	地域配置 ^{※4}	同一都道府県内に 2 校以下	4 点
		同一都道府県内に 3 校以上	0 点
	又は 夜間開講 ^{※5}	実施 実施せず	4 点 0 点

※1 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 別に示す条件は以下のとおりとする。

- ・ 直近の社会人入学者数が 10 名以上かつ割合が全国平均以上であること。
- ・ 夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。
- ・ 自習室を近隣の公共交通機関運行終了の直前まで開室すること。
- ・ 直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。

※3 ①～⑥の指標によって分類を行った際、第 3 類型に該当する場合に適用。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表 2】 点数と類型の関係

点数	類型
27 ～ 42 点	第 1
21 ～ 26 点	第 2A
15 ～ 20 点	第 2B
10 ～ 14 点	第 2C
-8 ～ 9 点	第 3

【別表3】 類型と基礎額・加算対象となる取組例と加算率について

1. 基礎額

第1類型	第2類型			第3類型
	A	B	C	
90%	80%	70%	60%	0%

2. 加算対象となる取組例

(1) 第1類型

取組例
<ul style="list-style-type: none">・質の確保を前提とした早期卒業・飛び入学制度の活用、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直し、理論と実務に精通した教員養成コースの創設、LL.M取得等を目的とした海外LS留学促進など、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築・第2・3類型該当校との連携・連合を通じた支援プログラム

(2) 第2類型

取組例
<ul style="list-style-type: none">・教育課程や教育方法の抜本的見直しなど、各法科大学院の課題を解決するための先導的な教育システムの構築・第1～3類型該当校との連携、連合

(3) 第1・2類型共通

取組例
<ul style="list-style-type: none">・質の高いエクスターンシップ先の開拓、最新の法的課題に対応した継続教育など、これまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出するための先導的な教育プログラムの開発・ICTを活用した教育連携・教材開発などによる社会人や地方在住者への教育機会の充実・学部等との連携による、教育力向上や多様なバックグラウンドを有する志願者確保のための取組・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組

(4) 第3類型

取組例
<ul style="list-style-type: none">・第1・2類型該当校との連合

※取組例はあくまで例示であり他の取組を申請することも可能。具体的には審査委員会で審査して判定。

3. 加算率

取組ごとの加算率は+5%～+20%とする。ただし、連携・連合の場合は+10%～+70%とする。

※連携の取組の加算率は、通常の取組の加算率より高く設定。連合の取組は連携の取組より加算率を高く設定。

※特に都市部の第1類型該当校と地方の法科大学院との連携・連合の取組に対する加算率は更に高く設定。

※加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応。

※審査結果に基づく加算が行われた大学のうち、競争倍率1.9倍未満の大学については以下により算定した数値に減額する。

(1.9倍未満～1.5倍以上で加算率の×0.9、1.5倍未満で加算率の×0.5)